

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年5月16日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	秋田県	
3. 市区町村名	男鹿市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年5月27日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 男鹿市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(重度心身障害者等)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項及び別表第2第1の項 男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(重度心身障害者等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての(尊厳にふさわしい	第1条 この要綱は、男鹿市に居住地を有する乳幼児及び小中学生並びに高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び(重度心身障害(児)者)の(心身の健康)の保持と(生活の安定)を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号) 男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ル	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第10号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の更新に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ル	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

備考	
----	--